

Title	古代に於ける一夫多妻制について
Sub Title	
Author	松本, 芳夫(Matsumoto, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1940
Jtitle	史学 Vol.18, No.4 (1940. 4) ,p.1(563)- 35(597)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19400400-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古代に於ける一夫多妻制について

松 本 芳 夫

一

わが古代の婚姻における最もいちぢるしい根本的特徴は、一夫多妻制であつたことである。魏志倭人傳には『其國俗大人皆四五婦。下戸或二三婦。婦人不淫不妬忌。』と言つてゐるが、たとひこの記事が九州地方に關するものであつて、近畿地方に關するものでないとしても、わが古代社會において一般に一夫多妻の行はれたことは、記紀においてもあきらかにみとめられるのである。たとへば神代においてオホクニヌシノ命は嫡妻スセリヒメ以外に、イナバのヤカミヒメ、コシのヌナカハヒメ、ムナカタのタキリヒメ、或はカムヤタテヒメ、トリミミノカミ、またタカミムスビノ神の女ミホツヒメを娶つてをり、さうして『八千矛の神の命や 吾大國主こそは 男にいませば うちみる 島の岬々 かきみる 磯の岬おちず 若草の 妻もたせらめ、』ハセリヒメはうたつてをり、また國譲り神話において高

古代における一夫多妻制について(松本)

(美三)

一

天原から葦原中國につかはされた天稚彥は、『國つ神の女子多に娶りて』八年になるまで復命しなかつた（書紀天孫降臨の章第一の一書）。人の代においても、たとへばおそれおほいことながら歴代のうち綏靖、安寧、懿徳、孝昭、孝安、或は安康、顯宗の諸天皇のごとく皇妃のたゞ一人にまします場合もないではないけれども、しかし垂仁天皇は古事記によれば七人、書紀によれば六人、景行天皇は古事記によれば七人、書紀によれば八人、應神天皇は古事記によれば十人、書紀によれば九人、繼體天皇は古事記によれば八人、書紀によれば九人ましまし、或は日本武尊は古事記によれば妃六人、書紀によれば四人、また開化天皇の皇子日子坐王は妃四人ましました。以上は特にいちぢるしい例をあげたにすぎないのであつて、二人以上の多妻の例は一々あげるまでもないであらう。この一夫多妻制の研究が古代における婚姻關係や家族制度をあきらかにするうへに最も緊要なことであつて、所謂招婿婚や夫妻別居制のごときも、この一夫多妻制にもとづき、それと關聯させて考察せらるべきものである。つぎにこの制度における二三人の問題について考察したい。

二

ミユラー・リヤーは多妻制をもつて、(一)すべての婦人が同權であるもの、(二)二三の妻が特權をもつて主妻とみなされ、それにもなつて他の者は副妻或は妾の地位をとるもの、(三)一人の妻——大

抵一番に家にむかへられた女——が主妻で、他のものを支配するものの三形式にわけてゐるが（木下史郎譯、婚姻の諸形式、六七—九頁）、中川善之助氏はこの分類をしりぞけて、（一）各個の婚姻關係が同列にたつもの、即ち同等の社會的評價をうけるところの同列的一夫多妻制、（二）一夫に集中せられたる多くの婚姻關係が各々一個づゝ、もしくは一群づゝに階段的系統をなす順列的一夫多妻制、及び（三）例外的な異列的一夫多妻制の三類型をたてられた（一夫多妻制の類型について、社會學雜誌第三十四號）。かゝる分類の當否はわれわれの今あづからざるところである。たゞ中川氏が、その類型の史實をわが國の歴史にもとめられた際、記紀のかかれたころはすでに大寶令のできてゐた時代であり、その大寶令は正妻次妻の區別を考へてゐたものであることをおもひあはせるならば、何人も記紀の作者が祖先の傳記をかくにあつて祖先もまた嫡妻としては一人よりもたなかつたと書くであらうといふ推論が可能であるとなし、かくて古代の多妻制が同列的であつたことを主張し、所謂傳説時代における多妻制に嫡妻なるものがあつたとしても、他の妻との間にほとんど實際上の差異はなかつたのであつて、生活は單純で、生産方法は簡單であり、殊に母系社會を構成してゐたが故に、母子は同居し、父はこれとはなれてをり、従つて夫は多くの妻の家をまはるといふやうな風であるから、いきほひ同列的にならざるをえなかつたであらうとのべられたことが、注意されねばならない。わが古代の一夫多妻制が果して中川氏のいふがごとく、同列的であつたかどうか、即ち多くの妻がすべてその地位權利をひとしくして、その間に何等の差等がみられな

かつたかどうか問題とされねばならない。

この問題においてまづ第一に注意すべきことは、嫡妻と次妻との區別のあつたことである。即ち歴代の皇妃には種々の區別がたてられてゐて、嫡后、皇后、正后をオホキサキ、后、妃、皇夫人をキサキといひ、夫人、嬪、妾、女御をミメ、夫人をまたオトジ、宮女をメシヲムナと言つてゐる。また一般の場合においても嫡妻をムカヒメといつて他の妻妾と區別してゐる。ムカヒメの名義がただしく夫にむかふ意であるとするれば、この呼稱は單に婚姻の時間的前後の差を示すやうなものではなく、妻の實質的な差等を示すものであるとおもふ。嫡妻をもつて『主嫡也。君也。主也。牟加比女。又毛止豆女。』と新撰字鏡ではいつてゐる。もし多妻がすべて同列的のもので何等の差等が存在しなかつたとすれば、かくのごとき妻の實質的な差等を示す呼稱がどうして生じたであらうか。これは後世の觀念からの潤色にすぎないのであらうか。

また神武天皇の御製に

宇陀の高城に 嶋竊張る わがまつや 嶋はさやらす いすくはし鯨さやる。前妻が 魚乞さば

立爪稜の實の なげくを こきしひるね 後妻が 魚乞さば 枳實の おほけくを こきだひるね。
といふのがあつて、この前妻(コナミ)と後妻(ウハナリ)とに關して古來多くの論議がなされてきた。

釋日本紀はこの歌を解して、天皇をもつて後妻にたとへ、兄猪をもつて前妻にたとへたのであつて、後

妻の寵をもつて、前妻の威をしりぞけたごときであるとなしてゐるが(卷廿三)、この解釋の當否は別として、こゝにあげた後妻の寵と前妻の威のごときは、多妻制のもとにおいては實際に經驗しうることであるのみならず、そこにまた實際上の差等がみとめらるのであり、すくなくともこの解釋には前妻と後妻との間に何等かの差等の存在を承認してゐる氣持がうかがはれる。新撰字鏡によると嫡妻ははじめてめとる妻、即ちモトツメで、これをコナミといひ、それは女君であるから媼の字をもつてコナミとよみ、嫡妻を有するものが更に他の女をめとれば、これをウハナリといひ、これは二女を兼ね有するのであるから、嫌の字をもつてウハナリとよんでゐるが、こゝにもコナミとウハナリとの間に何等かの差等を見とめてゐる。しかしこれらの見解は支那思想の影響によるところが多いから、ほとんどとるにたらないといふかもしれない。しからばその名義はどうであらうか。これについてもいろいろの説があるが、金澤庄三郎博士によると、ウハナリのウは上の義、ハナリは今日の朝鮮語 Myonari 即ち婦に相當する語、上婦はすなはち後婦の義であつて、和名抄にも後夫をウハヲ、前夫をシタヲとよんでゐるやうに、上下をもつて前後をあらはすことは例のあることであり、またコナミは今日の朝鮮語 Kūm Oni 即ち嫡妻に相當する語で、その Kūm は大の義、Oni は女の義であり、大小によつて妻妾の別をたてることはこの外にも例のあることで、支那においても妻を大室、妾を小室といひ、蒙古で妾を bakkan-Onio といふのは小婦の義であるといふ(言語の研究より見たる日本古代の家族制度、歴史と地理三ノ二)。もしこの解釋がゆるさ

れるならば、ウハナリの名義は單に夫に嫁した時間の前後を示すもののごとくであるけれども、コナミにおいてはあきらかに實質上の差等の意味がふくまれてゐるのである。名義においてすでに差等を示すコナミといふ呼稱が、後世の觀念によつて潤色のためにもちゐられたとは考へられない。

かくのごとく多妻の間にムカヒメやコナミのやうな差等を示す呼稱がもちゐられたとすれば、實際において何等かの差等が多妻の間に存在したとみるのが妥當ではなからうか。その差等が如何なる性質のものであるかを具體的に例示することははなはだ困難であるけれども、かならずしも推論のできないことではない。

かつて『古代における夫妻別居制』において論じたやうに(史學一四ノ一)、古代社會における夫妻は、多くの論者の主張するやうに、かならずしも別居してゐたのではなく、同居の場合もはなはだ多いのであつて、その同居の場合はおそらく直系のもの嫡妻であり、其他の次妻、及び傍系のもの妻は一般に別居したのであることを推論した。たとへばスサノヲノ命はその女スセリヒメをつれてにげてゆくオホクニヌシノ命にむかつて、『其の我が女須世理毘賣を嫡妻と爲て宇迦能山之山本に底津石根に宮柱太しり、高天原に氷木高しりて居れ、是奴よ』といつてゐるが(古事記神代の卷)、これはスセリヒメを嫡妻とするとともに、その同居をすすめたものとみななければならない。その後オホクニヌシノ命はヤカミヒメをつれてきたが、その嫡妻スセリヒメをおそれて、そのうんだ御子を木俣に刺しはさんでにげかへつてし

まつたのであつて、スセリヒメの嫉妬にはオホクニヌシノ命もいたくてこずつたらしい。仁徳天皇の^{おほ}大后^{きさき}イハノヒメノ命もはなはだ嫉妬ぶかい人であつて、『天皇の使はす^{みめ}妾たちは、宮中をも得臨かず、言立てば足も足搔^{あが}かに嫉妬みたまひ』、それがためクロヒメのごときも、『大后の嫉みますを畏みて』本國ににげてしまつたから、天皇は大后をあざむき、淡道島を見たまはんと仰せられてクロヒメのあとをおうて吉備國まで行幸され、或はヤタノワキイラツメを愛したがために、大后がいたくうらみ怒り、天皇はその御機嫌をとるのに大いに努力されたのであり、また天皇がメドリノミコにいひよられたとき、メドリノミコは天皇が『大后の強^{ちぢ}きに囚りて、八田若郎子をも治賜は』ないから、つかへ奉ることができぬと拒絶し(古事記、仁徳の巻)、或は天皇がクハタノクガヒメを愛せんとしたが、皇后の妬みにくるしんでめすこともできず、しかし多くの年を経ていたづらに青春をすごさせるのも氣の毒だといつて近臣にたまはつた(仁徳紀十六年)。允恭天皇の皇后オサカノオホナカツヒメノ命はその妹弟姫を妃として天皇に推舉したが、弟姫は皇后をおそれて至らず、數回の御召によつてやつと應じたが、果して『皇后の色平^{みおも}かならず、是を以て宮中に近づく』ことができないために、別に藤原に殿屋をつくつてをらしめたが、皇后が皇子をうみなされようとした晩天皇が弟姫のもとに通はれたので、皇后はおほいにうらみ、みづから産殿に火をはなつてまさに死なれようとしたので、天皇もおほいに驚き、朕あやまちぬと謝罪されて皇后の意をなぐさめたまひ、其後においても天皇が弟姫のもとに頻繁にかよはれるのは、これ百姓のく

るしみであるから、いでましの數をへらしたまへと皇后は御諫めになつた（允恭紀七年及び九年）。

以上の例話にみられる嫡妻のつよい嫉妬は、婦人妬忌せずといふ魏志倭人傳の記事とは相違するけれども、これは後者が表面的な觀察にとどまることを示すにすぎない。而してかういふつよい嫉妬は、嫡妻が夫と同居してゐたからおこるのであり、また他の次妻がその嫉妬をおそれたのは、夫と嫡妻とが同居してゐたからであるとおこるのであり、さうして同居してゐたといふことが、他の次妻に對して嫡妻の有した地位上の一の優越であつたのである。もちろんこの優越は、法制の上において明記されたものではなく、單なる慣習にすぎないものであつたらうから、はなはだ漠としたものであるけれども、實際の生活において夫と同居したといふことは、妻としての地位に非常なつよみを加へたにちがひなく、それに附隨して別居せる他の次妻に對して或權威がおのづからにして發生したにちがひない。

三

垂仁天皇の皇后狹穗姬がその兄狹穗彦とともに謀反し、稻城に火をはなつてまさに自經されようとした時、『願くは妾が掌りしきさきのみや后宮の事は宜しく好き仇をみなに授へ』と言つて、丹波の道主王の女五人を推擧されたが（垂仁紀五年）、この『后宮の事』は『汝の堅めたる美豆能小佩をひもは、誰かも解む』といふ天皇の御問（古事記）に對する御答とみるべきものであつて、そのかぎりにおいては皇妃の間の差等を示すやうな特殊

な地位職掌を言つてゐるのではないやうにおもはれる。しかし繼體天皇の時、『皇后手白香皇女を立ててうちつことまつりごと内うちつことまつりごとに脩教せし』められたが（繼體紀元年三月）、この『内』はおそらく『後宮うちつみや』のことであらうから、狹穗姫の場合の『后宮の事』も同じものである。さうして『后宮の事』は皇后狹穗姫が殊更『妾が掌りし』とことわつてをり、また『内』は皇后を立ててまつりごとせしめたとあるから、これをつかさどることは皇后の特殊な地位職掌に關聯するものでなければならぬ。而して皇后手白香皇女をたてて『内を脩教せし』められ、『遂に一男を生み』ましてこれを天國排開廣庭尊と申し、嫡子ひつぎのみこであらせられた。

古代においてヒツギノミコはかならずしも一人にかぎらず、二人の時もあれば三人の時もあつたけれども、しかしヒツギノミコたるものは原則として皇后のうみたまへる皇子であつた、すくなくともさういふ皇子がヒツギノミコたる資格をまづ第一に有せられたのである。従つて歴代には皇妃が多くあり、それらのうみませる皇子が多數あられても、皇位を繼承されるのが皇后のうみたまへる皇子であられるのが原則であつた。皇后以外の他の妃のうみませる皇子にして即位される場合があつても、それは特殊な事情によるのであつて、たとへば雄略天皇について即位された清寧天皇の御生母韓媛は雄略天皇の妃であられたが、それは皇后草香幡梭姫皇女に皇子がなかつたからであり、また繼體天皇の妃目子媛のうみませる安閑天皇と宣化天皇とは、皇后手白香皇女のうみませる欽明天皇にさきんじて即位されたが、これは欽明天皇が幼年であられたからにすぎない。さうして他の妃のうみませる皇子の即位されたのは、

ほとんど以上の例につきるのであつて、皇后に皇子のまします場合には、その皇子が皇位を繼承されるのが原則であつた。従つてこの點において皇后の地位は、他の妃に比してはるかに高くおもきものであつたのである。

四

嫡妻と次妻との地位上の關係を知るうへにおいて重要なことは、古代において如何なる女が妻として、えらばれたかといふことである。英雄時代においては Beauty は Booty であつたといふ意味のことをモルガンは言つてゐるが (Ancient Society. Part III, chapter V. p. 480)、美女が男性の心をつよくひいたことは、わが古代社會においても變りはなかつた。イザナギ、イザナミ兩神はおたがひに『美哉好少女』『美哉好少男』といつてをり、またヤチホコノ神の歌に

八千矛の神の命は 八洲國 妻覓ぎかねて 遠々し 越の國に 俊女を ありときかして 麗女を
ありときこして さ結婚よばひに ありたたし さ結婚に あり通はせ 々々々

とあり(古事記、神代の卷)、ホノニギノミコトはカササのミサキで『麗かほよき美女』にあつて、これに求婚されたのがコノハナノサクヤヒメでさり(同上)、ヒコホ、デミノミコトが海神の宮をおとづれて夫婦となつたトヨタマヒメは『容かほ貌世に絶れた』る美女であり(書紀神代卷海宮遊行章第一の一書)、神武天皇の皇后ヒメタ

、ライズズヒメノ命は『國色秀れたる者』であり(神武即位前紀)、その生母セヤダハラヒメもまた『容姿麗美かりければ』、ミワのオホモノヌシノ神と婚したのであり(古事記神武の卷)、またイクタマヨリビメも、『容姿端正かり』したために、ミワのオホモノヌシノ神と婚したのである(同上崇神の卷)。垂仁天皇は山背國にいでました時、カムハタトベといふ『姿形美麗』佳人があるときき、これを召して後宮にいれられた(垂仁紀三十四年春三月)。景行天皇は美濃國に兄比賣弟比賣といふ『容姿麗き』姉妹のあるをきき、皇子オホウスノ命をつかはしてこれをめしたまふたところ、皇子はひそかにこれと通じて、いつはつて他の女を天皇に奉つた(古事記景行の卷)。また天皇は印南別嬢が『端正。秀ニ於當時』をきいて、この女をめとらんとして吉備國に行幸遊ばされた(播磨風土記印南郡)。應神天皇は近江國へ行幸の途中ヤカハヒメといふ『麗美き嬢子』にあひ、歸途その家にたちよつてみあひました(古事記應神の卷)。また天皇は日向國のカミナガヒメが『顔容麗美』ときいてこれをめしたところ、太子のオホサ、ギノミコトが彼女の『姿容端正き』をみて戀情をおこし、タケシウチノスクネを介して彼女をたまはらんことを天皇に請うたので、天皇も終にこれを太子にあたへられた(同上)。仁徳天皇は吉備國のクロヒメが『容姿端正し』ときいてこれをめしたが、大後の嫉妬をおそれて本國ににげてしまつた(同上仁徳の卷)。允恭天皇の皇后の妹オトヒメは『容姿絶妙て比べなく、其の艶しき色、衣より徹りて晃る』が故に、衣通郎姫と稱せられたほどで、天皇は、『志、衣道郎姫に存けたま』ひ、『皇后に強ひて進めしめ』られた(允恭紀七年)。雄略天皇は

美和河のほとりで衣を洗へる『容姿甚麗』き童女をみて、『汝嫁夫ずてあれ、今喚してむ』と仰せられ
(古事記雄略の卷)、或はまた吉野宮にいでませる時、吉野川のほとりで『形姿美麗』童女にあひ、その童女
を婚して宮におかへりになつた(同上)。また天皇は狩獵の際天皇の御間に群臣がこたへることができな
つたのを激怒せられ、不興のまゝおかへりになつたので、皇太后と皇后とは天皇をなぐさめんとして、
倭の采女の日媛をして酒をささげてむかへたてまつらしめたところ、天皇は采女の『面貌端麗しく、形
容溫雅なるを見て、乃ち和顔悅色たまひて曰く、朕豈に汝の妍き咲ひを靚まく欲せざらむや。乃ち相携
へて後宮に入りました』た(雄略紀二年冬十月)。また吉備田狹は朋友に向つてしきりにおのれが妻稚媛をほめ、
『天下の麗人は吾が婦に若くは莫し、茂矣に綽矣にして、諸の好備れり。曄矣に溫矣にして、種々の相
足れり。鉛花御はず、蘭澤加ふることなし。曠しき世にも儔ひ罕ならむ。當時には獨り秀者たり』とま
で言つてゐるが、これが後年彼をして任那において謀反するに至らしめた動機となつた(同紀七年)。繼體
天皇の御父彥主人は『振媛が顔容姝妙しく、甚だ微色しきことを聞きて』これを聘ひいれて妃とされた
(繼體即位前紀)。また繼體天皇の皇子勾大兄皇子は春日皇女をむかへられた時、

八洲國 妻覓きかねて 春日の 春日の國に 麗し女を ありと聞きて 宜し女を ありと聞きて

とうたつてゐる(同紀七年九月)。また推古天皇は幼時額田部皇女と申し、『姿色端麗しく、進止軌制し』く

あられ、年十八歳の時敏達天皇の皇后にたちたまうた(推古即位前紀)。或は宣化天皇の御代、大伴狹手彦を任那、百濟につかはした時、彼は肥前國篠原村において『容貌美麗特絶ニ人間ニ』たる弟日姫子と婚をなした(肥前國風土記松浦郡)。また彼が高麗を討つていろいろの分捕品とともに美女媛(媛は名)とその従女吾田子とを蘇我稻目におくつたところ、稻目はその二女をいれて妻とした(欽明紀二十三年八月)。

以上は美女がむかへられて皇妃となり、妻女となつた例である。美女なるが故に神にまで戀せられ、後宮に納れられ、或はいかれる男性のこゝろをやはらげ、或は將軍をして祖國に弓をひかしむる因をつくつたのである。まことに美女をうることは、男性としての絶大の歡喜であり、ほこりであつた。

この蟹や いくくの蟹 もゝづたふ 角鹿の蟹 横去ふ いくくにいたる 市路島 三島に速來
鳩鳥の かづき息づき 階撓ふ さゝなみ路を すくゝと 吾いませばや 木幡の道に あはし
し嬢子 うしろでは 小楯かも 齒並はし 菱なす 櫟井の 丸邇阪の土を 初土は 膚赤けみ
下土は 土黒きゆるゑ 三栗の その中土を 頭衡く 眞日にはあてず 眉畫き 濃にかきたれ あ
はしゝをみな。かもがと わがみし兒等 かくもがと あが見し兒に 宴だに むかひをるかも
いそひをるかも。

これは應神天皇が木幡村の美女ヤカハエヒメをえられた時、その御歡びをのべられた歌であつて(古事記應神の卷)、後姿のすらりとした、齒なみのうるはしい、さうして眉をこく畫きたれた美女に昨日道にあ

ひ、彼女をえてあゝもしたい、かうもしたいとおもつたが、その彼女にいま宴の席で盞をとらせて相むかひをり、相配ひをることよといふほどの意味であらう。本居宣長は『齒並はし 菱なす』の句を單に丸邇阪の序としたが、これはやはり少女の齒並のうるはしさをいつてゐるので、最初少女をみた時にはすらりとした後姿であつたが、ふりかへりざまに少女はにつことはゝゑんだので、齒並のうるはしさが印象づけられ、つぎに眉の美しさにこゝろがむけられたのであつて、後姿や齒並は自然のまゝのうるはしさであるに反し、眉のうるはしさは粉飾の美であるためにながながしい序をのべたのであり、少女の美の印象を目にうつつた順序に敍したものと解すべきではなからうか。それはとにかく、ながながしい序を附し、いきさつをのべて、如何にも平靜を装ひながら、ぞくぞくしたよろこびの興奮は終におさへることができなかつたといふやうな歌である。

美女をうることは、かくまでに男性のよろこびであつたに反し、醜女のむかへられなかつたのは、かなしむべきことであつた。たとへばオホヤマツミノ神がその女コノハナノサクヤヒメとその姉のイハナガヒメとの二人をホノニギノミコトにたてまつれる時、姉のイハナガヒメは『甚凶醜きに因りて、見畏みて、返し送りたまひ』、たゞその妹コノハナノサクヤヒメだけをとどめられた(古事紀、神代の卷)。また垂仁天皇は狹穗姫の言に従ひ、丹波の五女をめされて長女の日葉酢姫を皇后とせられ、つぎの三女を妃とせられたが、第五女の竹野姫が『形姿醜きに因りて本土に返しつかは』され、それをはぢて姫は途中

自殺された(垂仁紀十五年)。景行天皇が美濃の弟姫を妃とせられようとしたが、弟姫は辭しておのれの姉八坂入姫を推舉した時、辭退の口實の一として『かほきたなし形姿穢陋』といふことをのべてをり(景行紀四年)、また大泊瀬皇子が瑞齒別(反正)天皇の皇女達に求婚された時、拒絶の理由の一に『かほすく妾等の顔色秀れず』といふことをあげてゐる(安康即位前紀)。

かくのごとく醜女であるが故にかへされたり、みにくきことを口實に求婚をしりぞけたといふことはその反面において美女がよろこばれ、むかへられたことをかたるものであり、かくて古代における妻の適性の一として美女たることがあげられる。けれども、妻の適性はひとり美女たることのみではなかつた。上にあげた八千矛神の歌においても、『さかしめ俊女を有り」と聞かして』とあるから、賢女がおもんせられたのであつて、神功皇后も『みかほ はなは容貌壯た麗はし』かつたのみでなく、『さとく さかしく聰明叡智』ましましたのである(神功紀)。また垂仁紀における丹波の五女は、『志、並びに貞潔』とあり、古事記ではサホヒメの推舉したのがエヒメ、オトヒメの二女で、『いさぎよし茲の二ばしらの女王ぞ、淨き公民にませば、使ひたまふ宜し』と申されたのであるから、心のきよき女がおもんせられたのであつて、景行天皇の皇后八坂入姫も美女であられたのみならず、『いさぎよし志、亦た貞潔』くあられたのである(景行紀四年)。また熊襲の八十梟帥に二女があり、いづれも『ちきらく貌端正しく、心且た雄武し』かつたので、景行天皇は政略上その二女をめしいれたが(景行紀十二年十二月)、これは美女であるとともに、勇婦であつたのである。

かくのごとく妻の適性としては單に美女であるのみならず、賢女、貞女、勇婦のごとき、精神的にすぐれた女性であることが、またおもんせられたのであるが、更にこれに加ふるにその家柄、素性が大切であつた。神武天皇は九州にまします時、すでに日向國のアタのアヒラツヒメ(古事記ではアヒラヒメ)をめとられて、皇子タギシミミノミコト(古事記では更にキスシミミノミコトの二人)をまうけられたが、大和平定後正妃をたてんとして『改めて廣く華胃よきやからを求めたま』ひ(神武紀)、『神の御子なりと謂す媛』(古事記)、即ちセヤダダラヒメ(書紀ではヒメタタライズズヒメノミコト)をえられた。即ち皇后は『容姿かほ麗美』をとめであつたのみならず、ミワのオホモノヌシノカミ(書紀ではコトシロヌシノ神)の子孫であるがために、『神の子』と稱せられた高貴の家柄の出身であられたのである。高貴の出身であるといふことが皇后にえらばれた最も大なる條件であつて、これはひとりこの場合においてのみならず、其後においてても同じであつた。すなはち皇后にえらばれた人々は皇女もしくは高貴な皇別神別の出身者、由緒ある地方豪族の女などが多いのであつて、たゞ『かほよし』といふ理由だけでめされるものではなかつた。また婚姻のうちには、『高皇産靈神、大物主神に勅して曰く、汝若し國つ神を以て妻とせば、吾猶は汝を疎き心ありと謂はむ。故れ今吾が女三穗津姫を以て、汝に配せて妻とせむ。宜しく八十萬神たちを願ひきひて、永ひたがるに皇孫の爲めに護り奉れと』(書紀、天孫降臨の章第二ノ一書)とあるやうに、政策上からむすばれたものもあつたらうし、さうしてさういふ場合には多く家門、素性がおもきをなしたのであるから、

さういふ由緒ある出身の妻の地位はおのづから重視されねばならず、従つて多妻がすべて一列平等の地位におかれたとは到底考へられない。もちろんこれらの例證は皇妃のごときやんごとなき人々が多く、従つてこれによつて一般社會の狀態をおしはかるわけにはゆかぬであらうけれども、なにぶん資料が全くかぎられてゐるためにやむをえぬことであり、またこれによつて一般をおしはかるわけにゆかぬとしても、すくなくとも貴族社會の狀態はほどこれに準じたものとみてさしつかへない。

かくのごとく妻の適性として美女、賢女、或は貞女たること、及びその女の素性家門の高貴なることなどがあげられるのであるが、そのうちにおいて嫡妻たるべきものの資格としては、神武天皇及び垂仁天皇の皇后御選定の例などによつてうかがはれるやうに、家門の高貴なることとともに、性質の貞潔なることなどが特におもんぜられたのであつて、單に美女であるといふ理由でえらばれたのではなかつた。たゞ美女であるといふだけでえらばれたのは多く次妻の場合である。さうしてまた嫡妻たるには、神武天皇の場合によつてもわかるやうに、婚姻の時間的前後に關係しなかつたのである。従つて嫡妻と次妻との區別がたてられ、嫡妻の資格として次妻のそれよりも多くの條件が考慮されたとするならば、おのづからそこに嫡妻と次妻との地位上の差等が生ずることをみとむべきではなからうか。

五

わが律令は一方において妻妾の區別をたて、兩者の間に差等をつけてゐるにかゝはらず、他方において妻妾はほとんど同體であつて、その間に何等の差等をみない場合がある。これはどういふ理由であらうか。律令はもちろん唐文化の影響により、唐制を模して制定されたものであるけれども、しかしことごとく彼の模倣になるのではなく、わが古來の慣習のごときも充分參酌してゐるのである。従つて法文における妻妾の區別のごときは、おそらく唐制にもとづいてなされたものであらうけれども、さういふ區別を法文においてみとめるそのことは、すくなくとも形式において妻妾に類するものがすでに存在したがためではなからうか。妻と妾との區別をたてることは、當時の社會的事情からであるとしても、その法文化を容易ならしめたのは、さういふ法文を承認しうるだけの類似した客觀的事實がすでに存在したからであるとおもふ。即ちそれは古代における嫡妻と次妻との關係である。

中田薫博士は古代におけるコナミ、ウハナリをもつて妻妾の差ではなくして第一妻、第二妻の差別にすぎないのであつて、令集解に引用された古記には妻と次妻と妾との三者が區別されてゐるが、律令にいたつて次妻と妾との區別を撤廢して次妻を妾の部類にいれてしまつたのであらうとなし、とにかく奈良朝初期まで存在した妻と次妻との別は、古代におけるコナミ、ウハナリの差別の遺物であることをのべてゐるが（我が太古の婚姻法、法學論叢十一ノ二）、これに對して中川氏はこの兩者の相違が妻妾の差でないことをみとめるものの、つねにかならずしも地位の上から言つて第一妻、第二妻の差別があつたとは考へら

れず、もちろん新撰字鏡の婿、嫌のごときは支那文化輸入後の潤色であること、要するにコナミ、ウハナリといふ言葉には、同列的にもちゐられた時代と順列的な意味をふくんだ時代との二期があつたのはなからうかとのべられた(前出論文)。

中川氏は上に紹介した説においてもあきらかなやうに、わが古代社會が母系制にして夫妻がつねに別居したことを無條件に承認されたのであつて、その立場からコナミ、ウハナリの間にも差等の存在をみとめまいとしたのである。しかし上述したやうに、夫妻同居の例が甚だ多いのみならず、ウハナリの語義が後婦であつて、單に婚姻の前後を示すにすぎないものであるけれども、コナミの語義は大婦であつて、大小によつて妻の區別をたててゐるのであるとすれば、コナミといふ語の起原そのことから、すべての妻が同列であつたとはいへないのである。もし中川氏の説のやうに、コナミ、ウハナリの語に同列的と順列的との意味を有する二時期があつたものとすれば、同列的の時期においては、コナミのやうな大小によつて妻の區別を示す語の代りに、單に時間的の順序を示す語、即ちウハナリの後婦に對する前婦の意を示す語があつたにちがひない。しかるにかゝる語の存在したことを示す證據が、いまのところ全くみないのである。或は、かくのごとき語が存在したのであるが、後に順列的に變化したがため、それに代つてコナミの語が発生し、それにつれて前婦を示す語が次第に忘れられ、消滅してしまつたのであらうとの説もたてられないことはなからうけれども、しかしそれも單に臆測にとどまつて、それを證

すべきものは何もない。とにかくコナミ、ウハナリの語がいつ發生したか、またこの兩語が同時の發生か、その間に前後があつたかなどのことも不明ながら、この兩語が對照的にもちゐられた時代においては、多妻が全く同列であつたとは考へれず、嫡妻と次妻との區別があり、その間に何等かの差等が附せられてゐたとみなければならぬ。かくて余は中田博士の説のやうに、嫡妻と次妻との區別はコナミ、ウハナリの名残であつて、律令において次妻が妾の部類に入れられて消滅し、あらたに妻と妾との區別がたてられたとみることに従ふのである。さうして次妻がきえて妾があらたにたてられたことは唐制の影響や時代の情勢によるものとおもはれるが、しかしその妾の性質には前代の次妻の性質がつよく反映したのであつて、唐制においては妾が賤色であるに反し、わが律令においては妻とほとんど同體であり、また種々の點において妻妾の間に差等が附せられながら、他面において例へば五等親における妻妾の他位や、夫の遺産分配における妻妾の權利が古記において同等に遇せられてゐるなどは、前代の次妻の性質がつよく影響してゐるのではなからうか。即ち古代においては嫡妻と次妻との區別がたてられ、夫との同居とか、相續者の選定などの問題において、嫡妻ははるかにその優位をみとめられたのである。しかしその他においては嫡妻と次妻との間にならざるも明確な差等がみられなかつたのであつて、さういふ事實が律令の妻妾の場合におのづから反映し、妾の地位が比較的高きものとされたのであらう。

六

上述したやうに、古代における多妻に關する資料は、多く貴族階級の場合であつて、一般人民のものはほとんどみられず、魏志倭人傳の『其國俗大人皆四五婦。下戸或二三婦』の記事によつて、多妻が單に上層階級にのみ行はれたのでないことを知るのみである。やゝ後代にくだるけれども、つぎに正倉院文書の戸籍、及び計帳(大日本古文書、一)によつて一般人民における多妻の状態を検しよう。もちろんこの時代は古代の次妻が消滅して、妻妾の區別がたてられてをり、さうして妾は嚴密の意味において妻ではない。しかし有妾が法律上承認せられ、また上述したやうに、わが國の妾は、前代の次妻の性質を多分に有して、妻と同等に遇せられてゐるときも多いから、これをひろい意味の妻の一種と解し、妻妾の關係によつて、多妻の状態をみようとするのである。いまこれらの戸籍及び計帳から有妾の列をあげるとつぎのごとくである。

(一)	夫 54	妻 43	妾 34
(二)	夫 77	妻 57	妾 54
(三)	夫 57	妻 57	妾 50
(四)	夫 (缺)	妻 37	妾 16

古代における一夫多妻制について(松本)

(一九)	(一八)	(一七)	(一六)	(一五)	(一四)	(一三)	(一二)	(一一)	(一〇)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)
夫 47	夫 66	夫 60	夫 59	夫 30	夫 45	夫 50	夫 (缺)	夫 60	夫 (缺)	夫 40	夫 57	夫 40	夫 80	夫 (缺)
妻 42	妻 67	妻 57	妻 52	妻 39	妻 42	妻 37	妻 42	妻 33	妻 (缺)	妻 37	妻 65	妻 37	妻 72	妻 39
妾 27	妾 50	妾 38	妾 47	妾 19	妾 35	妾 35	妾 37	妾 48	妾 35	妾 35	妾 35	妾 31	妾 63	妾 36
		妾 24							妾 (年齡不明)					

古代における一夫多妻制について（松本）

(三四)	夫 54	妻 62	妾 35
(三三)	夫 36	妻 30	妾 45
(三二)	夫 33	妻 32	妾 27
(三一)	夫 42	妻 42	妾 41
(三〇)	夫 24	妻 27	妾 19
(二九)	夫 43	妻 45	妾 32
(二八)	夫 77	妻 48	妾 46
(二七)	夫 34	妻 40	妾 42
(二六)	夫 28	妻 22	妾 12
(二五)	夫 53	妻 52	妾 47
(二四)	夫 42	妻 40	妾 38
(二三)	夫 60	妻 63	妾 52
(二二)	夫 77	妻 67	妾 67
(二一)	夫 73	妻 47	妾 27
(二〇)	夫 58	妻 52	妾 42

(五五)

二三

(四九)	(四八)	(四七)	(四六)	(四五)	(四四)	(四三)	(四二)	(四一)	(四〇)	(三九)	(三八)	(三七)	(三六)	(三五)
夫 44	夫 47	夫 47	夫 60	夫 71	夫 58	夫 44	夫 55	夫 45	夫 35	夫 52	夫 48	夫 53	夫 42	夫 50
妻 46	妻 47	妻 58	妻 51	妻 61	妻 73	妻 46	妻 51	妻 42	妻 33	妻 42	妻 52	妻 38	妻 45	妻 52
妾 49	妾 39	妾 32	妾 55	妾 39	妾 55	妾 30	妾 42	妾 35	妾 23	妾 40	妾 38	妾 22	妾 32	妾 41
		妾 35					妾 42	妾 42						

(五〇)	夫 46	妻 43	妾 34
(五一)	夫 55	妻 30	妾 (年齢不明)
(五二)	夫 (三十代なれど年齢不明)	妻 54	妾 28
(五三)	夫 58	妻 54	妾 54
(五四)	夫 59	妻 61	妾 66
(五五)	夫 71	妻 61	妾 62
(五六)	夫 66	妻 70	妾 57

備考、右表の中、夫妻妾の下の数字はその年齢を示す。また年齢不明のものはその旨記したが、夫もしくは妻の下に(缺)とあるのは戸籍の錯簡によつてその存在が不明であることをいひ、年齢の不明をいふのではない。

以上の例は主として夫妻關係のあきらかにみとめらるるものうちから抽出したものであるが、そのうちには(四)(五)(一二)のごとく、夫がみえないで妻妾だけがみえたり、或は(一〇)のごとく、夫も妻もみえないで、妾のみがみえるものもある。これらの戸籍及び計帳には往々にして錯簡があるから、精密な事例をうることができないのみならず、実際には夫妻關係をむすんでゐても、入籍してゐない場合もあるであらうから、實數が戸籍面にあらはれた以上であることは推測されうることである。しかし大體において當時の一般狀勢はこれによつて卜することができるであらう。而してこれによつてし

られる事實のうち、まづ第一にわれわれの意外とするところは、妾を有するものが案外少數であることである。おほよそ四百二十にちかい夫妻關係の例のうち、有妾のものが以上のごとく僅か五十六例にすぎないのである。なほこれ以外、戸籍面では妾の存在が明示されてゐないけれども、妾子、妾女、先妾男、或は亡妾兒などの記されてゐるのがあるから、それらによつて妾の存在すること、もしくは存在したことが推知されるのであるが、しかしその例もわづか十九をかぞへるにすぎないのであるから、この事實からおしはかると、奈良朝ごろにおいては、一般人民のうち妾を有するものは、比較的僅少であつたらしく、この點は古代の多妻の状態を記した魏志倭人傳の記事とは相違するのである。大化改新を中心としてわが古代社會は一大變革をなし、たとへば勞働生産方面において從來最もいちぢるしい關與をなした部民が消滅して、次第に奴隸がこれにかはつて増加したごとく、多妻關係においても從來の次妻が消滅して、あらたに妾がこれにかはつたのであるが、文化や經濟の發達につれて上下の階級の懸隔がますますはなはだしくなり、法文の上では有妾がゆるされてゐても、一般の人民には實際においてその實行が困難となつたのであらう。以上五十六例のうち、有妾の夫たるもの、戸主の嫡子が(五)、(二四)、(三〇)の三人、戸主の弟が(九)、(一九)、(三一)、(三二)の四人、戸主の甥が(二〇)と(四一)との二人で、其他はすべて戸主であること、且つ有妾の場合でも多くは一人にすぎないのであつて、二人が六例、三人が一例にすぎないことなども、妾をもつことが一般人民にとつて困難であつたことを示す

ものではなからうか。もつともこの三妾を有した夫にはなほ先妾女が一人あるから、妾は四人あつたことになり、また(三一)には先妾女があり、(三六)には先妾男があるから、これらは各二人を有したことになる。また(七)の夫は(六)の夫の嫡子であり、(九)の夫は(八)の夫の弟であるから、これらは一家族のうちで、父子もしくは兄弟がともに妾を有した例である。

つぎに夫と妻と妾との三者の年齢を比較するに、大體において夫は妻妾いづれよりも年長であるが、そのうち夫妻の同年齢のものが(三)、(三一)、(四八)の三例、夫が妻よりも年少のものが、(八)、(一五)、(一八)、(二三)、(二七)、(二九)、(三〇)、(三四)、(三五)、(三六)、(三八)、(四三)、(四四)、(四七)、(四九)、(五四)、(五六)、の十七例といふ多數であるが、これに反して夫が妾よりも年少のものが、(二七)の二例と(三三)、(四九)、(五四)のわづか五例である。また妻は概して妾よりも年長であるが、これに反し妻が年少のもの(一一)、(二七)、(三三)、(四六)、(四九)、(五四)、(五五)の七例、妻妾の同年齢のもの(二二)、(四一)、(五三)の三例である。また夫妻の年齢の差の大なるものは、(二八)の二十九年を最大として(一一)の二十七年、(二二)の二十五年、(五一)の二十五年(二)の二十年といふがごとく二十代の差であるが、これに反し夫と妾とにおいては、(二二)の四十六年を始めとして、(十七)の三十六年、(四五)の三十二年、(二八)、(三七)の三十年といふがごとく、一般にその差が大であり、妾が妻よりもはなはだしく年少であるのは、後世とかはりがない。なほ異例ともみるべ

きは、(二六)のごとく、十二歳の妾の存在することである。律令の規定においては、結婚年齢は男子十五歳、女子十三歳以上であるから、十二歳は結婚年齢に達しないものであつて、これは妾であるがためにゆるされたのか、それとも法律の規定では十三歳以上ではあるが、古來の慣習として黙認されたものか明かでない。

七

つぎに一夫多妻制發生の原因について一言したい。これについて、ウェスターマークはつぎの諸點をあげてゐる (E. Westermarck; The history of human marriage, vol. III, p. 52—84)。(一)兩性の數の比例、即ち女子が男子よりも多數な場合。さうしてさういふ場合の原因として、男子が戦争で戦死したとか、女子が戦争の捕虜として外部から輸入されたとか、或は女子が多數うまれたことなどがかぞへられる。(二)男性の慾求。一夫一婦の場合男子は、時々禁慾をよぎなくされるので、その慾求をみたさんためである。

(三)女性の魅力。老婦にかへて若くてうつくしい新婦をえようとする。(四)男性が變化をこのむこと。親しさがすぎれば性慾がにぶり、新奇によつて刺戟されるからである。(五)子孫を欲するため。男子は多數の子孫を欲するために、不妊とか女兒ばかりの時には、他の妻を欲求するのであつて、多數の家族を有することは、男子のほこりであり、他から尊敬され、或はおそれられる。(六)富の増進のため。多

數の妻の勞働によつて多くの富をうることができからである。(七)社會的權威の強化のため。多妻が夫の權威をつよめ、名聲、尊敬をかちうるからである。(八)レヴィレイトの慣習のため。夫が死んで子のないとき、その兄弟が寡婦をめとらねばならぬ風習のためである。

以上の諸點は一夫多妻制發生の一般的原因として首肯されるものであるが、特にわが古代社會におけるものとしては、もつと特殊な原因がなかつたらうか。これについて中山太郎氏はつぎの諸點をあげられた(日本婚姻史、三九二―六)。第一、祖先崇拜に由來する原因。子孫を斷つことは祖先神に對してこのうへなき不孝であるとともに、その家にとつてこのうへなき不幸であるから、子孫を繁榮させねばならぬ。第二、わが國には男子より女子が多かつたこと。隋書の倭國傳の一節に『女多男少』とのせてあるが、これは奈良朝の初葉の記事とおもはれるので、たゞちにこれを太古に充當して考へることは無理かもしれないが、しかし大體において、わが國の女子が男子より多つたことは開國の當初より嚴存の事實であつた。第三、わが國の女子は概して忍從性に富んでゐたこと。魏志の倭人傳に『婦人不淫不妬』とあるやうに、運命の忍從者として、よくいへば屈服を婦徳と考へ、悪くいへばあきらめの道德を有してゐた。第四、罪科の代償として女性を獻じたこと。家長が何か罪科をえたときに、代償として女性を納め、これをまぬかれる手段とした。履中紀、倭直吾子籠が罪をえたとき、その妹日媛を獻して死罪をゆるさる。第五、近親結婚がさかに行はれたこと。姉妹遞次婚、即ち姉の夫が同時に妹の夫であるといふ習慣が

行はれた。

以上のうち第一の祖先崇拜に由來することについては、他の學者も主張するところであつて、三浦周行博士のごときも、わが國においては血統をおもんずることがはなはだしいため、人々はその後をつぎて祖先の祭祀をうくるものなき不幸にあはんことをおそれる情が、この多妻の俗をなすにあづかつて力があつたことをのべてゐる(法制史の研究、四一四)。安閑天皇は『朕四妻を納れて、今に至るまで嗣無し。萬歳の後に、朕が名絶えむ。大伴の伯父、今何がの計を作む。茲を念ふ毎に憂慮ふること何で己まむ』と大伴金村に仰せられ、後嗣なきことをいたくうれへられてをり(安閑紀元年)、また律令に規定された離縁の口實となるべき七出之狀において、『無子』場合を第一にあげてゐるところをみると、子をまうけることが妻の重大なつとめとみられてゐたことが知られ、さうして子をうる必要が、祖先の祭祀に關係するとはいふまでもない。それ故この見解は、わが古代人の祖先崇拜の信仰のつよかつたことを信ずるかぎり、首肯されるのであるが、しかしそのためには、社會が父系繼承にして父權制であつたことを承認しなければならぬ。夫妻がつねに別居し、従つて子女が母と同居して父と別居し、母權の支配にある社會においては、祖先の祭祀のために子孫をうる必要から、多妻を要求することはおこりえないからである。もし古代社會が母系にして母權制であつたことを無條件に主張しながら、他方において多妻の原因を祖先崇拜にもとめるとしたならば、それは自家撞着のはなはだしいものといはねばならぬ。第二につ

いては、隋書ばかりではなく、すでに後漢書に『國多_ニ女子。大人皆有_ニ四五妻。其餘或兩三。』とあり、その他晋書には『國多_ニ婦女_ニ』、梁書には『其俗女多男少』とあるが、後二者は唐代の作であつて、隋書とはほぼ同時代のもの故、いまは論外としてしばらくおき、南宋時代の作といはれる後漢書が如何なる資料からその記事をえたのであらうか。後漢書の倭人傳の記事は魏志倭人傳の記事から多くその材料をとつてゐて、あたかも後者を敷衍説明してゐるかのごとき場合が多いから、『國多_ニ女子_ニ』の記事は、魏志倭人傳にはみえないものであるけれども、おそらく魏志の『其俗國大人皆四五婦。下戸或二三婦』の記事から、『國多_ニ女子_ニ』との觀念を得、それをそのまま、多妻の原因の説明として附加したのではなからうかとおもはしめらるゝのであり、この後漢書の記事から唐代の隋書、晋書、梁書などがその資料を仰いだのであらうとおもはれる。従つて女子が多數であるといふそれらの記事は、かならずしも確實性を有するものとは考へられない。またわが國の資料においても、女子が男子よりも多かつた事實を斷定しうるものは何もないのである。たゞ奈良時代の人口の男女別をみるに、大寶二年美濃國戶籍殘簡においては、男一、〇二九人に對して女一、一〇三人、大寶二年筑前豐前豐後の戶籍殘簡においては男二八八人に對して女三一九人、養老五年下總戶籍殘簡においては男二三一人に對して女三〇四人、神龜及天平年間の計帳においては男二七二人に對して女三三三人で、以上の合計男一、八二〇に對して女二、〇五九人であつて(澤田吾一氏著、奈良時代民政經濟の數的研究四九―五六頁)、女子の多數であつたことが知られるから、

この事實にもとづいて、また多妻制が行はれたといふことから、女子が多かつたのであらうと推測されるにすぎないのである。第三について、古代の女性が夫の多情に對して嫉妬しなかつたのではなく、その例の多數あること、従つて魏志倭人傳の『不妬』といふ記事がかならずしも確な事實でないことは、すでに上述したのであるが、しかしヤチホコノ神の物語において、スセリヒメがあなたは男性であるから方々で多くの妻をもつことができようが、『吾はもよ 女にしあれば 汝をきて 男はなし 汝をきて 夫はなし』とうたへるやうに、男性の多情をうらみながらも、女性の運命に忍従せねばならなかつたのであり、従つて女子が忍従性にとんでゐたことは事實であるが、しかしこれはひろく言つてひとり女性のみならず、わが古代人の一般的性格としての特徴でもあつたのであり、或はこれをわが女性の特性としても、それがために多妻制がうまれたのではなく、むしろ多妻制のためにかゝる特性が馴致されたともいはれうるのであるから、これを多妻制の原因としてあげることは妥當とはおもはれない。第四については、履中紀のやうな例があるにしても、罪科の代償として献じたのが、ひとり女性のみではないのであつて、たとへば水間君が罪をえてその贖罪として養鳥人を献じてゆるされたごときもある(雄略紀十年)。また海外から貢物として女性をたてまつることもあつたが、しかしかういふ例は一般的なものではなく、特殊なときに特殊な人に對してなされたことであるから、これをもつて多妻制の原因とすることは、これまた妥當とはおもはれない。つぎに第五については多くの例があり、すでにのべたやうに、

垂仁天皇の皇妃として丹波の道主の女の五人の姉妹が召されたときは、そのいちぢるしい例である。その他オホヤマツミの神がその女イハナガヒメとユノハナノサクヤヒメとの姉妹をホノニギノミコトにたてまつり、或はオホヤマトクニアシヒメとハヘイロドとの姉妹が孝靈夫皇の妃となり、或はカリハタトベとオトカリハタトベとの姉妹が垂仁天皇の妃となり、イナビノオホイラツメとその妹イナビノワカイラツメとがともに景行天皇の妃となり、また皇子大碓命は天皇のめさんとしたミヌのエヒメ、オトヒメの姉妹と婚し、或はナカヒメ、タカキノイリヒメ、及びオトヒメの三姉妹が應神天皇の皇妃となり、またヤカハエヒメとヲナベノイラツメとの姉妹が同天皇の妃であり、或はフトヒメノイラツメ、タカツルノイラツメの姉妹が履中天皇の嬪となり、或はツヌヒメとオトヒメとの姉妹が反正天皇の妃となり、或はオサカノオホナカツヒメとオトヒメとの姉妹が允恭天皇の皇妃であり、或はサテヒメ、カ、リヒメの姉妹が安閑天皇の妃であり、或はイハヒメ、ワカアヤヒメ、及びヒカゲヒメの姉妹が欽明天皇の皇妃にして、またカタシヒメとヲナネノキミとの姉妹がその妃であり、或はヲチノイラツメとメヒイラツメとの姉妹が天智天皇の嬪であり、或はウノヒメとその姉オホタヒメとが天武天皇の皇妃にして、またヒカミヒメ、イホヘヒメの姉妹がその夫人であつた。これらは皇妃のごとき高貴の人の例ではあるが、しかしかくのごとく多数の例がある以上、かゝる風習が一般的に行はれたとみることができから、これが多妻制の原因をなしたとみるのは不當ではない。かくて中山氏のあげた諸點のうち、第三と第四とは、

さういふ事實があるにしても、多妻制發生の原因としてはきはめて薄弱なものであり、第二は多妻制が魏志倭人傳にみえるごとく、社會の上下を通じて行はれたとするならば、當然女子の多數であつたことはゆるされねばならぬけれども、それはたゞさう推測されるのみであつて、確實な史料にもとづくものではなく、また女子の多數であつたといふことが、多妻制の行はれたことに對する一般的原因であつても、わが國の特殊の原因とはならない。第一はわが古代の家族が父系にして父權制であつたことをみとめるかぎりにおいて肯定されるものであり、第五は明かな史料のかたるものとしてみとめらるるものであつて、すくなくともこの第一と第五の二點がわが國における多妻制發生の特殊な原因としてあげらるべきものであらう。

八

一夫多妻制に關する問題は以上でつきたのではない。一夫多妻制のもとにおける女性の地位がどうであつたかのごとき、興味もあり、重要でもあつて、種々の問題がかんがへられる。たとへば嫡妻と次妻との關係の問題以外、妻が夫に對する地位において、一夫一婦制のもとにおけると如何なる相異があつたか、或は妻が夫の家もしくは里方に對して如何なる經濟的關係にあつたか、或は妻が母としてその子女に對し如何なる權威を有したかなど、重大な問題がいくらでもおこりうるのであるが、母の問題はか

つて『古代社會における母性』と題してのべたことがあり(史學、一五ノ四)、その他は更に稿をあらためて考察したいとおもふ。また多妻と住居との關係、即ち夫妻が同居したか、別居したかの問題のごときも、多妻制の研究には重要なものであるが、これはすでに『古代における夫妻別居制』と題して考察したから(史學、一四ノ一)、こゝでは必要に應じてその論旨を引用するにとどめ、あらためて論究しなかつた。かくて本論文においてはもつぱら嫡妻と次妻との關係、及び多妻制發生の原因についてのべたのであつて、前者においては多妻のうち嫡妻と次妻との區別があり、この區別が單に婚姻の時間的順序を示すのではなくして、その間に何等かの差等が存在したとみらるること、これに關聯して妻としての適性が如何なるものであつたかなどを考察し、後者においてはわが國における特殊な原因として如何なるものがあげられるかについてのべたのである。